



栃木県庁

CHAPTER

1

たかはし修司 栃木県アジェンダ

創る・拓く

「みんなの党」の国のアジェンダでは、今後7年以内に地域主権型道州制を導入し、真の地域主権を達成すると掲げています。

これは、中央省庁の官僚が支配している体制では地方の個性や多様性が発揮できず、地方の衰退が明白であるからなのです。しかし、国の現実、現政権と中央省庁の厚い壁に阻まれ、地域主権型道州制への移行は遅々として進んでいません。

私は、地域主権型道州制への移行を先取りし「地域主導型小さな県庁」を確立し、日本全国を見渡しても最も先進的な県民主役の政治を実現します。



小山市役所



野木町役場



地域主権型道州制への移行を先取りし 「地域主導型小さな県庁」を確立。

〈県議会議員が自ら身を削る 私の覚悟〉

「地域主導型小さな県庁」の実現という大改革のために、覚悟と決意を具体的な形とすべく県議会議員自ら身を削ることを提案します。

① 県議会議員定数半減

2015年までに県議会議員定数の1/4を削減し、2019年までに現在の議員定数を半減させます。(条例提出)

② 県議会議員報酬の3割を削減

2015年までに議員報酬の3割を削減します。

② 県庁幹部の公募任用の導入

県庁幹部(少なくとも部長級)に民間出身者の起用を目指します。

③ 県庁職員の人事評価制度の見直し

民間の評価制度を取り入れ、能力及び実績評価に基づく制度に改め、即時実施します。

④ 県庁職員の天下りを根絶

天下り人事を一掃します。

⑤ 県出先機関の見直し

市町へ権限移譲できるものは移譲し、廃止できるものは廃止するなど、そのあり方を見直します。

⑥ 出資法人の自立を促進

先に県議会が答申した「県出資法人あり方検討会報告書」の内容を着実に実行した上で、出資法人の自立を一層促進します。

⑦ 指定管理者制度の見直し

指定管理者の再評価を行った上で、制度の見直しを行い、民間企業の参入を促進します。

⑧ 規制緩和の推進

県レベルでの規制緩和を推進するとともに人口減少社会の到来を踏まえ、各種の土地利用計画の見直しを促進します。

小さな県庁の実現

① 県公務員総人件費の削減

道州制以降以前の早い段階(遅くとも2015年4月まで)で、給与見直し、人員の適正配置などにより総人件費を削減します。

② 県庁資産仕訳の徹底

県庁資産を検証し、売却可能なものを売却する栃木県内のいわゆる埋蔵金を発掘します。

地域主権体制の確立

中央集権・官僚統制から脱却し、県民主役の本格県政実現のため、地域のことは地域で決める「地域主権体制」を確立します。

① 中央省庁天下り県庁出向人事を拒否

中央省庁から県庁への天下り出向人事の受入れを拒否します。栃木県庁への出向人事は中央省庁と県庁の課長補佐クラス同士の交流のみとし、最小限の人事交流に限定します。

〈国に対して…〉

国会議員定数について、衆議院は300名(200名減)に参議院は100名(142名減)にすることを強力に要請します。(国会議員46%削減)

たかはし修司 栃木県アジェンダ
重点項目①

「北関東広域連合」(仮称)の設立を推進!

〈北関東広域連合の設立〉

「みんなの党」は、権限・財源・人間の「3ゲン」を中央から地方に委譲する「地域主権型道州制」を提案しています。私は、そうした動きを栃木県から先取りして巻き起こしていくため、他県同との県レベルの連合体「北関東広域連合」(仮称)の設立を提案します。

〈県域に捉われない新行政の実現〉

本県に隣接した5県知事会議などを通じて行われている県域に捉われない行政をさらに大胆に

進め、資産・設備の共有、観光・農工商業における海外事務所の共同管理といった事業などを、広域連合の本部が実施する体制を整備します。国会に道州制特区法改正を求め、広域連合によって道州制特区を実現します。

〈他地区エリアとの共同振興〉

両毛地域や小山市、野木町・茨城県結城市地域について、既に実施されている栃木・福島・茨城3県によるFIT構想と同様の取り組みを行うことを提案します。